

令和7年度第4回厚別警察署協議会議事概要

開催日時	令和8年3月3日(火)午後3時30分から午後4時45分までの間	
開催場所	厚別警察署 大会議室	
出席者	委 員	警 察 署
	<p>会 長 洪 谷 ヒ ロ 子 副会長 牧 野 恵 美 委 員 秋 島 玉 江 小 山 内 康 徳 杉 山 正 一 柄 澤 尚 江 佐 々 木 圭 子 三 上 睦 子 山 本 大 輔 佐 藤 信 一 郎 協議会委員 計10人(定員10人)</p>	<p>署 長 浅 沼 淳 副 署 長 浅 野 亮 刑事生活安全官 山 田 千 歳 地域交通官 川 岸 健 司 北広島交番所長 岡 部 尚 樹 (事務局) 警 務 課 長 高 橋 秀 智 警察署 計6名</p>
<p>1 開会の辞</p> <p>2 交通事故防止体験 交通安全資機材(俊敏性測定器装置「クイックキャッチ」、「クイックアーム」)を利用し、判断動作を測定、自己の俊敏性を再認識することで交通事故防止体験したものを。</p> <p>3 会長挨拶 寒さと大雪の中、日頃から日常生活の地域の安全を守っていただき感謝いたします。 昨年は、特殊詐欺事件の被害が多く、27億円もの被害が発生のうえ、偽警察官による詐欺事件など手口が巧妙になり、また消費トラブルも多くあり、被害防止に十分配意しましょう。 皆様には、日頃気になること、地域での課題など意見等を活発に発言していただき、当協議会を有効に活用してください。</p> <p>4 署長挨拶 令和7年度最後の警察署協議会となります。一年間、住民の皆様から貴重なご意見等をいただき、警察署の業務運営に少しでも反映させることができましたと思います。大雪では大きな事件事故の発生はなかったのですが、詐欺、窃盗事件等は多数発生しています。皆様には、交通事故、詐欺やわいせつ事案などの犯罪被害防止のために職場や知人の方々に対する被害防止の啓発活動をお願いいたします。</p> <p>5 警察署協議会委員からの意見・要望に対する回答 (1) 前回の警察署協議会での意見・要望に対する回答 (委員) 地下鉄ひばりが丘駅前から国道274号に抜ける道路上における横断歩道の設置要請 (回答)</p>		

横断歩道の設置については、当署交通第一課が現地調査を行い、警察署意見を付して警察本部に対し横断歩道の設置要請をしましたが、横断歩道の設置基準に満たないという回答でした。今後は当署では交通事故防止に努めていきます。

(委員)

新札幌駅周辺の商業施設付近に徘徊する不審者対策について

(回答)

委員から提供された人物については、当署で把握済みの方ですが、他人に対し迷惑行為をしたという情報には接していません。今後も引き続き、パトロール活動を強化し、犯罪抑止に努めていきます。

(委員)

少年補導活動の「少年の居場所づくり活動」の具体的な活動について教えてください。

(回答)

「少年の居場所づくり活動」は、家庭・学校・地域及び各関係機関・ボランティア団体と連携して、少年の身体的・精神的よりどころとなる居場所を提供する活動を行うことによって、少年に他者を思いやる心や規範意識の醸成を目指しています。

活動内容は、社会参加活動、ボランティア活動、農業体験、学習支援、就労支援であり、主な活動である農業体験では、南区真駒内にあります農園で警察職員、少年補導員、Jumpers（北海道警察学生ボランティア）等とともに野菜等の収穫などを行っています。

(委員)

横断歩道がない道路での歩行者の道路横断と違反の成立について

(回答)

道路交通法では、歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならないとされています。

「横断歩道がある場所の付近」とは、道路の幅によって異なり、目安として、片側2車線の道路にあっては横断歩道からおおむね40～50メートル以内、片側1車線の道路にあっては、20～30メートル以内となります。また、違反が成立するには、警察官等の指示に従わずに横断した場合となっています。

(委員)

横断歩道のない道路を横断する歩行者を発見した場合は、車の運転手側に止まる義務があるのでしょうか。

(回答)

車両の運転手側に止まる義務が生じます。「横断歩道のない道路」というのは、交差点かそれ以外の道路によって解釈が異なります。「交差点やその直近（おおむね10メートル以内）」では、横断歩道がなくても（横断歩道があるのと同じように）歩行者の通行を妨げてはならないとして、規定上、歩行者が優先されています。

次に、交差点や交差点の直近以外の道路ですが、幼児や身体障害者には、同じように通行を妨げてはならないとする規定が設けられています。その他の者（健常者など）にはそのような規定は設けられていませんが、車両の運転手には、そもそも、安全運転義務（他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転）などが規定されていますので、総じて車両の運転手側に止まる義務があるということになります。

(委員)

自転車の側方を通過する際の車と自転車の距離等と違反が成立する場合について

(回答)

今年4月1日に施行する改正道路交通法の規定では、車両が自転車の横を通過する際は、十分な間隔がないときは、安全な速度で通過することとされています。「十分な間隔」「安全な速度」の具体的な数値は法令では規定されていません。メディアでは、目安として、間隔は1～1.5メートルが基本になると言われ、速度については、自転車は、通常時速20キロメートルで走ることが多く、追い抜く際、車両は、それを5～10キロメートル上回る速度が目安になる、と報じられていますが、警察官による現認した状況、危険性によって判断することになります。

(委員)

生活道路を走行する自動車の運転速度は、時速30キロメートルになるのですか

(回答)

今年9月1日から施行される改正道路交通法での規定です。中央線や中央分離帯のない道路で、幅員が5.5メートル未満の道路（生活道路）については、通行する自動車の最高速度が30キロメートルと規制される予定です。例外規定や解釈など、詳細は不明です。

(2) 事前に頂いた警察署協議会での意見・要望に対する回答

(委員)

2月の北広島市の広報で運転免許自主返納窓口を開設するとの記事を見ました。2回の窓口開設でどれくらいの方が返納されたのでしょうか。

高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違え事故の件数は、今までと比べて増えているのでしょうか。

(回答)

2月の自主返納受理件数は、9人が返納されました。

高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違えによる人身事故の件数は、全道ではおよそ50件で、横ばいで推移しています。厚別署管内では、令和7年中は4件で、前年比プラス3件でした。

(委員)

特殊詐欺の被害が毎日のように新聞記事に出ています。ニセ警察型詐欺も増加していますが、厚別警察署の名前を騙った詐欺事件の発生はあるのでしょうか。

(回答)

昨年、厚別警察署生活安全課の職員を騙った特殊詐欺事件の被害を認知しています。

この事件は、他署で被疑者を検挙しましたので、当署で受理した事件を引継ぎしています。また、厚別警察署を騙る不審電話等の相談の受理も把握しています。

(委員)

生産年齢人口の減少により、どの職域においても人材不足が課題となっています。厚別警察署管内の警察官の充足率はどのくらいでしょうか。

また、警察官の人材確保や定着に向けて、どのような取組みが行われているのか可能な範囲で教えてください。

(回答)

警察官の人材確保については、業務説明会などの各種効果的な広報活動により、多くの方に道警察で働くことの魅力を始め、休暇取得促進に向けた取組や勤務地に関する制度などについて理解していただくとともに、合格者に対する説明会や警察学校見学等の取組により、採用後における不安の払拭を図るなど多くの受験者確保と辞退者防止に努めています。

す。離職防止対策としては、前職を有する者による警察の魅力の発信、男性育児休業の取得促進などワークライフバランスの推進を図り、職員にとって働きやすく魅力ある職場づくりに努めています。

また、勤務地に関する人事制度や自己都合により退職した職員を採用する退職者復職制度の活用などの取組も奨めています。

なお、厚別警察署管内の警察官の充足率については、治安維持の観点から、回答を控えさせていただきます。

(委員)

今年は雪が多く積りましたが、交通事故の件数は増加したのでしょうか。

職場でも冬の交通安全指導はしていますが、特に車と歩行者の事故(小学生、幼児など)について、傾向と注意点があれば教えていただきたいです。

(回答)

今シーズンの交通事故件数については、昨年より増加しており、令和8年2月24日現在の厚別署管内の人身交通事故件数は119件で、前年比プラス45件と増加しております。

小学生以下の子供が被害となった事故の特徴については、発生月は、11月が最も多く、次に多いのが10月でした。時間帯は、午後2時から3時の時間帯が多くなっています。

事故原因は、飛び出しなど児童側にあることがあります。形態別では、信号機のある横断歩道で多く発生しています。

午後2時からの下校時間帯における信号機のある交差点の横断歩道での児童等の飛び出し等による交通事故に注意してください。

6 業務概況説明

7 協議事項

特殊詐欺被害防止対策について

- ・ 特殊詐欺事件発生状況について
- ・ SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺事件発生状況について
- ・ 最近の主な手口
- ・ 被害抑止方策

8 質疑応答、その他、委員からの要望意見等

(1) 予備警察官などの制度の有無について

(委員)

予備自衛官のような制度がありますか。

(警察)

そのような制度はありませんが、自己都合により退職した職員を採用する退職者復職制度があります。

(2) 冬期における路上駐車問題について

(委員)

厚別区で大雪の際、路上駐車により、車両の通行や除雪作業等の支障になっていますが、警察では路上駐車に対して、どのような対応をしているのか教えてほしい。

また、長時間駐車している車両についての相談を警察にしてもよいのでしょうか。

(警察)

一般的な対応としては、路上駐車があれば、車両を移動させるためにパトカーの広報マイクで広報活動を行い、必要な警告等を行い、違反が成立する場合は違反として処理

することになります。

路上駐車の相談に関しては、警察署に相談してください。

(3) 窃盗事件の発生原因等について

(委員)

窃盗事件の発生件数が増加しているのは、物価高騰による経済的困窮者が増えているからなのでしょうか。

(警察)

窃盗事件、特に万引き事件は多いですが、基本的に経済的に困窮しているか否かに関わらず、盗むことに罪悪感を感じていない者による犯行が多いです。

高齢者による万引きが多くはなっていますが、盗む者が盗みます。

(4) サポート詐欺の対応要領について

(委員)

パソコン等を利用中にパソコンが使えなくなり、お金を払えば直すというサポート詐欺の対応要領について教えてほしい。また、警察署のチラシにIPA情報セキュリティ安心相談窓口の記載がありましたが、これは何の窓口ですか。

(警察)

サポート詐欺には、いろいろな事例がありますので、どのように詐欺なのかを見分けることは困難ですので、不審な案内画面が出た場合は、すべて警察署に相談してください。

IPA情報セキュリティ安心情報窓口は、IPA（情報処理推進機構）が国民に向けて開設している一般的な情報セキュリティ（主にウイルスや不正アクセス）に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口です。

9 その他

- ・ 令和8年度第1回警察署協議会開催予定について
令和8年6月に予定

10 閉会の辞

以 上